



地域脱炭素の推進のための交付金

～地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金～

2030年度目標及び2050年カーボンニュートラルに向けて、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素トランジションへの投資として本交付金を交付し、**概ね5年程度にわたり継続的かつ包括的に支援**する。

地域脱炭素の推進のための交付金

令和5年度予算 35,000百万円 (20,000百万円)
令和4年度第2次補正予算額 5,000百万円

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

令和5年度予算 32,000百万円 (20,000百万円)
令和4年度第2次補正予算額 5,000百万円

特定地域脱炭素移行加速化交付金

令和5年度予算 3,000百万円 (新規)

脱炭素先行地域づくり事業

重点対策加速化事業

民間裨益型自営線マイクログリッド事業

交付対象	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業	民間裨益型自営線マイクログリッド事業
交付対象	脱炭素先行地域づくりに取り組む地方公共団体 (一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等)	自家消費型の太陽光発電など重点対策を加速的にかつ複合実施する地方公共団体	脱炭素先行地域内において、民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築された地域（特定地域）の地方公共団体
交付率	原則 2 / 3 ※1	2 / 3 ~ 1 / 3、定額	原則 2 / 3 ※1
上限額	50億円 / 計画 ※2	都道府県：20億円、市区町村：15億円	50億円 / 計画 ※2
支援内容	<p>再エネ設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入（※3） 再エネ発電設備、再エネ熱・未利用熱利用設備等 <p>基盤インフラ設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域再エネ等の利用の最大化のための基盤インフラ設備の導入 蓄エネ設備、自営線、再エネ由来水素関連設備、エネマネシステム等 <p>省CO2等設備等</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域再エネ等の利用の最大化のための省CO2等設備の導入 ZEB・ZEH、断熱改修、ゼロカーボンドライブ、その他各種省CO2設備等 	<p>重点対策の組み合わせ等</p> <ul style="list-style-type: none"> 自家消費型の太陽光発電（※3） 地域共生・地域裨益型再エネの立地 業務ビル等の徹底省エネ・ZEB化誘導 住宅・建築物の省エネ性能等の向上 ゼロカーボン・ドライブ 	<p>自営線によるマイクログリッドに接続する温室効果ガス排出削減効果の高い主要な脱炭素製品・技術（再エネ・省エネ・蓄エネ）等であって、民間事業者への再エネ供給に資する設備導入や、民間事業者による省エネ等設備投資</p>

※1 財政力指数が全国平均（0.51）以下の地方公共団体は、一部の設備の交付率を3 / 4

※2 特定地域脱炭素移行加速化交付金を活用する場合の両交付金合計の上限額：50億円 + (特定地域脱炭素移行加速化交付金の交付額の1 / 2 (上限10億円))

※3 令和4年度第2次補正予算以降において、公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。

国の制度（ローカル10,000プロジェクト）

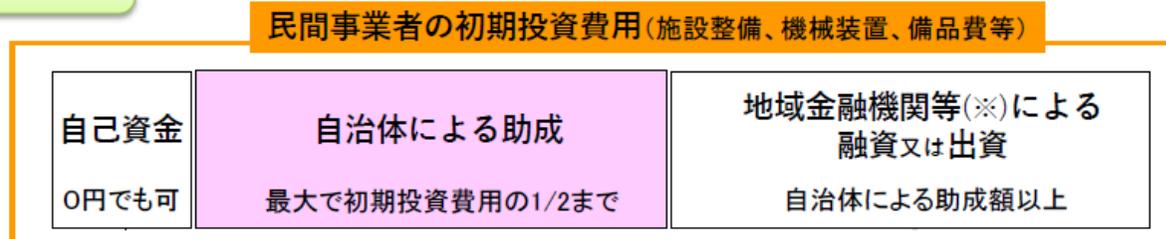
ローカル10,000プロジェクト

R5予算額
地域経済循環創造事業交付金 5.8億円の内数

1. 制度概要

- 地域振興に資する民間投資を支援するため、自治体(都道府県・市町村)が、地域金融機関の融資と協調して、公費により助成する制度。
- 自治体負担額について、国費(補助率:1/2~10/10)による支援等により、ローカルスタートアップ立ち上げを強力に支援。

2. 事業スキーム



活用可能な事業(例)

農	林	漁	業
製	造	業	
宿	泊	業	
観	光	業	
食	品	加	工
地	域	エ	ネ
ル	ギ	ー	事
業			

国の財政支援等



※ 第一地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合
R5年度から、融資元の拡充

- ・日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫
- ・ふるさと融資を利用する場合の地方公共団体

・原則、自治体負担の1/2を国費により支援し、残額の1/2を特別交付税により財政措置。

※1 財政力の弱い条件不利地域は国費を2/3又は3/4にかさ上げ

※2 デジタル技術を活用した事業は国費を10/10、脱炭素に資する地域再エネを活用した事業は国費を3/4にかさ上げ

3. 交付手続

- ① 事業計画書(※)の作成
 - ・民間事業者・地域金融機関が、事業実施地域の自治体窓口と調整の上作成。又は
 - ・自治体が地域課題解決に向けた事業を発案し、民間事業者・地域金融機関を募った上で作成。
- ② 総務省への申請
 - ・自治体から総務省に事業採択を申請。
 - ・申請は年間を通じ随時受付(毎月10日×切)。
- ③ 採択決定
 - ・申請から約1ヶ月半で採択決定。

※ R5年度から、記載内容の軽減を図るとともに、記載例を示した計画書を自治体に提示。

国の制度（分散型エネルギーインフラプロジェクト）

分散型エネルギーインフラプロジェクト

R5予算額
地域経済循環創造事業交付金 5.8億円の内数

○地方公共団体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げて、バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるエネルギー供給事業導入計画（マスタープラン）の策定を支援。

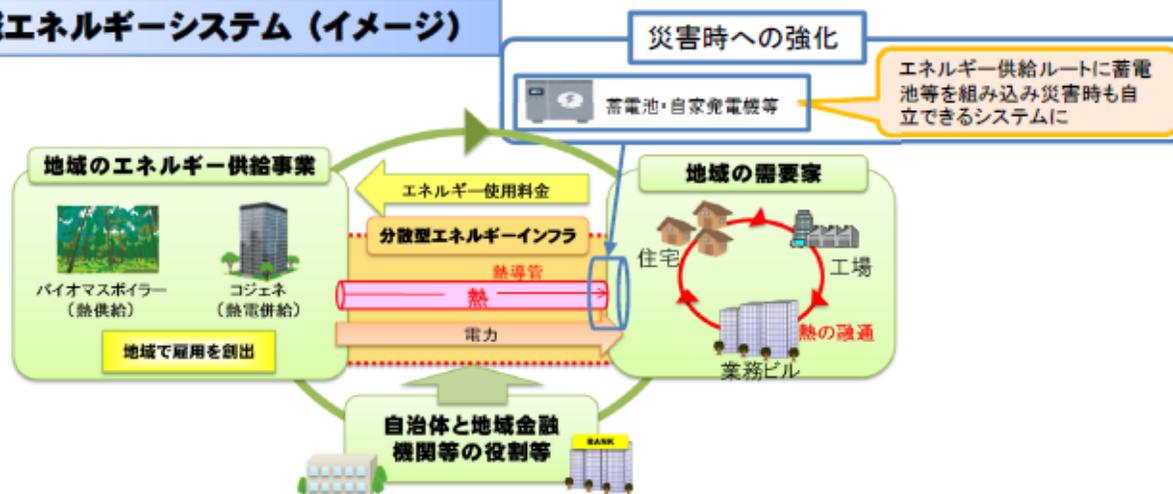
<補助対象> マスタープランの策定経費（上限2,000万円）

<補助率> 策定経費の1/2（財政力指数0.5未満市町村は2/3、財政力指数0.25未満市町村は3/4、新規性・モデル性の極めて高い事業計画は10/10）

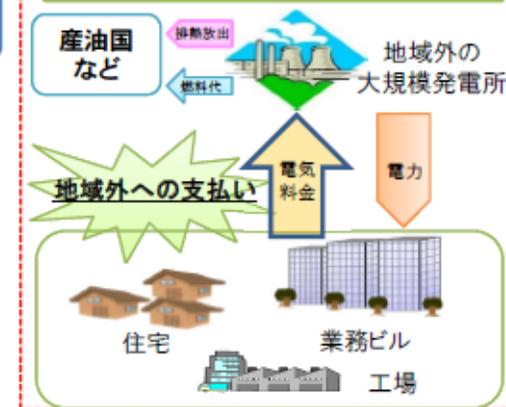
<実績> これまでに70の団体が策定（平成26年度～令和4年度）

○各省連携のプラットフォームとして、総務省を窓口とする関係省庁タスクフォース（農林水産省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省）を設け、マスタープランの策定段階から事業化まで、徹底したアドバイス等を実施。

地域エネルギーシステム（イメージ）



一般的なエネルギーシステム



【総務省ホームページより】

- GX実現に向けた基本方針（令和4年12月22日GX実行会議決定）において、地域脱炭素の基盤となる重点対策（再生可能エネルギーや電動車の導入等）を率先して実施することとされるなど、地方団体の役割が拡大したことを踏まえ、公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、新たに「脱炭素化推進事業費」を計上し、脱炭素化推進事業債を創設
- 公営企業についても地方財政措置を拡充
- 地方団体において、新たに共同債形式でグリーンボンドを発行

1. 脱炭素化推進事業債の創設

【対象事業】

地方公共団体実行計画に基づいて行う
公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業
（再生可能エネルギー、公共施設等のZEB化、
省エネルギー、電動車）

【事業期間】

令和7年度まで
（地球温暖化対策計画の地域脱炭素の集中期間と同様）

【事業費】

1,000億円

【地方財政措置】 脱炭素化推進事業債

対象事業	充当率	交付税措置率
再生可能エネルギー （太陽光・バイオマス発電、熱利用等） 公共施設等のZEB化	90%	50%
省エネルギー （省エネ改修、LED照明の導入）		財政力に応じて 30～50%
公用車における電動車の導入 （EV、FCV、PHEV）		30%

※ 再エネ・ZEB化は、新築・改築も対象

2. 公営企業の脱炭素化

公営企業については、脱炭素化推進事業債と同様の措置に加え、公営企業に特有の事業（小水力発電（水道事業等）やバイオガス発電、リン回収（下水道事業）、電動バス（EV、FCV、PHEV）の導入（バス事業）等）についても措置

※ 専門アドバイザーの派遣（総務省・地方公共団体金融機構の共同事業）により、公営企業の脱炭素化の取組を支援

3. 地方団体におけるグリーンボンドの共同発行

地方債市場におけるグリーンボンド等（ESG債）への需要の高まりを受け、初めて共同債形式でグリーンボンドを発行（令和5年度後半発行予定、参加希望団体：30団体）

人材面からの地域脱炭素支援

R5予算額
地域経済循環創造事業交付金 5.8億円の内数

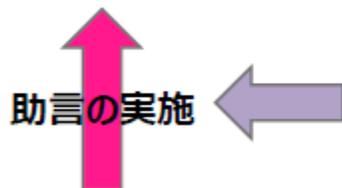
概要

○地域脱炭素の実現を人材面から支援するため、関係省庁と連携して、5年間の集中期間内に、**地域に不足している専門知識を有する外部専門家を紹介**するほか、**外部専門家を招へいする際の費用の1/2を補助**。

事業スキーム(イメージ)



【課題】 国・地方が一体となって脱炭素に向けた取組を進める上で、自治体や地域には、地域脱炭素を実現するための専門人材が不足



総務省の支援内容

- ・関係省庁と連携して、各自治体が抱える課題に対応した外部専門家を紹介
- ・外部専門家を招へいする際の費用の1/2を補助

※1 補助対象：謝金、旅費、その他諸経費(教材印刷費、会場費等)(上限100万円)

※2 補助率：補助対象の1/2

外部専門家



外部専門家のイメージ

(課題)	(外部専門家)
エネルギー事業の運営	⇒ 地域エネルギー会社の社員
再エネの安定供給方法や需要家の開拓方法	⇒ 学識経験者
事業経営や資金調達	⇒ 金融機関社員
地域のエネルギー会社や関係者のコーディネート	⇒ 事業化経験を有する自治体職員 等

令和5年度 地域脱炭素研修（自治大学校）

概要

- 「地域脱炭素ロードマップ」（R3.6.9 国・地方脱炭素実現会議決定）では、2025年までの5年間を集中期間として地域脱炭素の取組を加速化することとされている。
- 地域脱炭素の取組に対し、人材研修の観点から、国が積極的、継続的かつ包括的に支援するスキームを構築することとされた。
- このため、自治体職員に対し、**地域に裨益する再生可能エネルギー導入の考え方**等をテーマとした講義等を通じて、脱炭素企画を企画し、職場に提案いただくことをゴールに**自治大学校で研修を実施**する。

研修

時期：**秋頃（2泊3日程度）**（年1回開催）

対象：**地域脱炭素の取組を加速化させるために、関連施策に携わる都道府県及び市区町村職員。**

※初任者の参加可能。

研修内容：

- ①脱炭素地域づくりに関して、専門家からの説明
- ②脱炭素地域づくりに関して、先進自治体からの事例紹介
- ③自治体職員同士で、脱炭素社会実現に向けたグループワークの実施
（専門家及び先進自治体職員がコーディネーター役）

※ 自治大学校 令和5年度研修計画（https://www.soumu.go.jp/main_content/000853054.pdf#page=32）参照